平成２６年（フ）第３１２号
広島県山県郡北広島町荒神原691番地１
債務者　藤本富貴美
１　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　日野真裕美
４　破産債権の届出期間　平成26年７月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月28日午後１時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４号
埼玉県坂戸市中富町61番地２
債務者　河上　繁晴
１　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　赤松　　岳
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月６日午後３時
５　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２５号
熊本県葦北郡芦北町大字田浦町421番地１
債務者　切通　良文
１　決定年月日時　平成26年６月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小西　直樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月28日午後２時
５　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２６年（フ）第６８号
群馬県館林市青柳町1955番地の３
債務者　佐藤　桂子
１　決定年月日時　平成26年６月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　茂木　一博
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月４日午後４時15分
５　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第２２３号
埼玉県坂戸市末広町12番地　３―310
債務者　前岡佐紀子
１　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　栗山　美香
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月６日午前11時50分
５　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１７３号
埼玉県入間市大字新光256番地106
債務者　齊藤　清一
１　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　志摩　　勇
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月27日午後２時10分
５　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第７５号
仙台市青葉区南吉成２丁目22番地の20　グリーンヒルズＣＨＩＤＡ―Ａ棟101、従前の住所仙台市青葉区中山６丁目20番５号　カーサベルデ中山Ｂ棟406
債務者　松林　　健
１　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　倉林千枝子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月５日午前10時40分
５　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１９９号
仙台市青葉区五橋１丁目１番58―306号
債務者　北村　あや
１　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高城　晶紀
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月27日午後１時40分
５　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３６９号
兵庫県三田市ゆりのき台１丁目43番地９
債務者　ル・パティシエ・プチ・ムッシュこと
松浦　孝一
１　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平野　晃子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月３日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３９５号
神戸市灘区水道筋６丁目３―３―202号、住民票上の住所兵庫県明石市宮の上４番505号県営明石林崎住宅
債務者　豪家こと　末益　朋子
１　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　浅利　慶太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月11日午前10時
５　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４００号
兵庫県三田市ゆりのき台１丁目43番地９
債務者　松浦喜美子
１　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平野　晃子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月３日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０１０号
広島県東広島市西条町御薗宇6035　３―Ｄ、住民票上の住所広島県東広島市八本松飯田２丁目17番３―304号
債務者　山下　清澄
１　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　勝原　一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月３日午後４時45分
５　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１０４号
広島市安佐南区長束４丁目９番17―201号
債務者　小柳　和也
１　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤　寛之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月19日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３２６号
広島市佐伯区利松２丁目12番21号
債務者　福原　義雄
１　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　櫻河内章悟
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月19日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３６１号
広島市佐伯区杉並台７番地19
債務者　シルバーサービス西日本センターこと
太田　弘文
１　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　朝本　孝一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月28日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１４５号
北海道北斗市常盤２丁目４番１号
債務者　金谷ひろみ
１　決定年月日時　平成26年６月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
函館地方裁判所